

令和4年度川崎市職員共済組合掛金率・負担金率 新旧対照表

令和4年4月から適用

短期

区	分	短期掛金率 (%)		短期負担金率 (%)								最高限度額 (千円)	
		負担金率		公的負担金率		調整負担金率		負担金率計		3年度	4年度		
		3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度				
特別組合員 短期組合員	標準報酬月額	35.0	37.0	35.0	37.0	0.06	0.06	0.1	0.1	35.16	37.16	1,390	1,390
	標準期末手当等										年度累計 5,730	年度累計 5,730	
職員団 専従職員	標準報酬月額	2.35	2.35	2.35	2.35	-	-	0.1	0.1	35.1	37.1	1,390	1,390
	標準期末手当等										年度累計 5,730	年度累計 5,730	
長期組合員 後期高齢者等 短期組合員	標準報酬月額	2.35	2.35	2.35	2.35	0.06	0.06	-	-	2.41	2.41	1,390	1,390
	標準期末手当等										年度累計 5,730	年度累計 5,730	
任意継続組合員	標準報酬月額	70.0	74.0	-	-	-	-	-	-	-	-	470	470

★職員団体の公的負担金は地方公共団体で負担。

★職員団体の調整負担金は職員団体に負担。

★短期組合員及び後期高齢者等短期組合員は、令和4年10月から新設・適用（以下同じ）。

介護

区	分	介護掛金率 (%)		介護負担金率 (%)				最高限度額 (千円)	
		負担金率		負担金率		3年度	4年度		
		3年度	4年度	3年度	4年度				
特別組合員 短期組合員	標準報酬月額	9.0	9.0	9.0	9.0	1,390	1,390		
	標準期末手当等					年度累計 5,730	年度累計 5,730		
職員団 専従職員	標準報酬月額	18.0	18.0	-	-	1,390	1,390		
	標準期末手当等					年度累計 5,730	年度累計 5,730		
任意継続組合員	標準報酬月額	18.0	18.0	-	-	470	470		

福祉（保健）

区	分	福祉掛金率 (%)		福祉負担金率 (%)				最高限度額 (千円)	
		負担金率		負担金率		3年度	4年度		
		3年度	4年度	3年度	4年度				
特別組合員 短期組合員	標準報酬月額	1.5	1.5	1.5	1.5	1,390	1,390		
	標準期末手当等					年度累計 5,730	年度累計 5,730		
職員団 専従職員	標準報酬月額	-	-	-	-	1,390	1,390		
	標準期末手当等					年度累計 5,730	年度累計 5,730		
長期組合員 後期高齢者等 短期組合員	標準報酬月額	-	-	-	-	1,390	1,390		
	標準期末手当等					年度累計 5,730	年度累計 5,730		

厚生年金

区	分	厚生年金保険料率 (%)		厚生年金負担金率 (%)				最高限度額 (千円)	
		負担金率		基礎年金拠出金率		負担金率計		3年度	4年度
		3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度		
特別組合員	標準報酬月額	91.50	91.50	91.50	91.50	40.0	41.6	131.50	133.10
	標準期末手当等								
職員団 専従職員	標準報酬月額	-	-	-	-	-	-	91.50	91.50
	標準期末手当等								

★職員団体の基礎年金拠出金は地方公共団体で負担率は一般職と同じ。

退職等年金

区	分	退職等年金掛金率 (%)		退職等年金負担金率 (%)				最高限度額 (千円)	
		負担金率		負担金率		3年度	4年度		
		3年度	4年度	3年度	4年度				
特別組合員	標準報酬月額	7.5	7.5	7.5	7.5	650	650		
	標準期末手当等					1,500	1,500		
職員団 専従職員	標準報酬月額	-	-	-	-	650	650		
	標準期末手当等					1,500	1,500		
長期組合員	標準報酬月額	-	-	-	-	650	650		
	標準期末手当等					1,500	1,500		

★公務等に係る負担金を含む。（労使折半）

経過的長期

公務等に係る負担金率 (%)	3年度	4年度
	0.1001	0.1105

★退職等年金を負担する者から職員団体専従職員を除く。

追加費用率 (%)	3年度	4年度
厚生年金分	17.7	15.0
経過的長期分	1.4	1.4

※特別職とは、本市においては、市長、副市長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、教育長及び常勤監査委員が該当する。  
 ※短期組合員とは、短期給付、介護給付及び福祉事業が適用となる組合員。  
 ※後期高齢者等短期組合員は、短期組合員のうち75歳以上の者が該当する。  
 ※長期組合員とは、一般組合員のうち、75歳以上の者が該当する。

子ども・子育て拠出金

子ども・子育て拠出金率 (%)	3年度	4年度
	3.6	3.6

★公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律による派遣職員及び職員団体専従職員について負担。